

北上地区広域行政組合 人事行政の運営等の状況について

給与・定員管理について

1 総括

(1) 人件費の状況

区分	歳出額 A	実質収支額	人件費 B	人件費率 B/A	備考
	千円	千円	千円	%	
23年度	415,153	19,364	96,215	23.17	

(2) 職員給与費の状況

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	9	40,196	4,827	14,745	59,768	6,640

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給与月額の状況(平成24年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
北上地区広域行政組合	47.5 歳	344,029 円	390,652 円

(2) 職員の初任給の状況

区分	北上地区広域行政組合	国(Ⅱ種)
一般行政職	大学卒	172,200 円
	高校卒	140,100 円

3 級別職員数等の状況

(1) 級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

区分	職務内容	職員数	構成比
7 級	参事	1 人	12.5 %
6 級	主幹	0 人	0.0 %
5 級	局次長	3 人	37.5 %
4 級	係長・上席主任	2 人	25.0 %
3 級	主任	1 人	12.5 %
2 級	主査	0 人	0.0 %
1 級	技師	1 人	12.5 %

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、能力及び業績に基づく未実施であるため、昇給区分に差を設けていません。

(3) 昇給期間の短縮の状況

制度改正に伴い、平成18年4月1日から昇給期間短縮は行なっていません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

① 1人当たりの平均支給額

平成23年度支給額	1,638 千円
-----------	----------

② 平成23年度支給割合

区分	北上市	国
期末手当	2.60 月分	2.60 月分
勤勉手当	1.35 月分	1.35 月分

③ 加算措置の状況

職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

区分		北上地区広域行政組合		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	23.50 月分	30.55 月分
	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	33.50 月分	41.34 月分
	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
その他特例加算措置 定年前早期特例加算措置		-	2～20%加算	-	2～20%加算

(3) 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

①職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	67 %
②支給職員1人当たりの平均支給年額(22年度決算)	96,000 円

(4) 時間外勤務手当

区分	支給総額	支給職員一人当たりの支給年額
23年度	574 千円	82 千円

(5) その他の手当(平成24年4月1日現在)

区分	内容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	①配偶者 13,000 円	同じ		1,248	138,667 円
	②配偶者以外 16～22歳の子 5,000円加算				
住居手当	①貸家・貸間 支給限度額 27,000 円	同じ		208 千円	208,000 円

通勤手当	①交通機関(電車・バスなど)の 利用者 支給限度額 50,000円 ②交通用具(自動車・オートバ イなど)利用者 (通勤距離2km以上の場合) 距離に応じ2,300円~24,500円	異なる	①交通機関利用者 55,000円まで ②自動車などの利 用者 距離に応じ2,000 円~24,500円	715 千円	79,467 円
管理職手当	参事(事務局長) 50,034円 主幹(事務局次長) 27,354円	異なる	職務の級等に応じて 31,700円~ 139,300円	929 千円	464,328 円
休日勤務手 当	「勤務1時間当たりの給与額× 135/100」の額を支給	異なる	勤務1時間当たり の給与額の算出 方法が異なる	0 千円	0 円
管理職員特 別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の必要 により4時間以上勤務した場合 部長 8,000円 課長 6,000円 (6時間超の場合はこの1.5倍 の額)	異なる	職務の級等に応じ て 6,000円~ 18,000円	0 千円	0 円

5 勤務時間の状況

(平成24年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り		
	始業	終業	休息时间
38時間45分 (7時間45分×5日間)	8:30	17:15	12:00~13:00

6 特別職の報酬等の状況

区分	定数	報酬年額 (円)
管理者	1	53,000
副管理者	3	44,000
議長	1	37,000
副議長	1	34,000
議員	10	32,000

勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の状況(平成24年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り		
	始業	就業	休息時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後零時から午後1時

2 年次休暇の状況(平成23年1月1日～12月31日)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	一人当たり平均取得日数
360日	113.50 日	9 人	12.61 日

備考 (1) 「付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数(前年からの繰越分を含む。)の合計である。

(2) 「前対象職員数」とは、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した職員の合計とし当該期間の中途採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、分限休職事由がる職員並びに派遣職員を除く。

3 病気休暇及び介護休暇の状況(平成22年度)

区 分	規則	延べ人数(人)	
病 気 休 暇	公務上又は通勤による負傷若しくは疾病	第12条第1号	0
	結核性疾患	第12条第2号	0
	上記以外の負傷又は疾病	3月以内	0
		6月以内	0
介 護 休 暇	第20条	0	

備考 (1) 規則:北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則(平成7年規則代10号)

(2) 当該年度において同一の者が複数回にわたって病気休暇を取得した場合は、その数を重複し計上している。

4 育児休業及び部分休業の状況

(人)

区分	男性職員	女性職員	合 計
平成23年度中に新たに育児休業を取得した職員	0	0	0
平成22年度から引き続き育児休業を取得している職員	0	0	0
平成23年度中に新たに部分休業を取得した職員	0	0	0
平成22年度から引き続き部分休業を取得している職員	0	0	0

5 特別休暇の導入状況(平成24年4月1日現在)

区分	規則第13条	休暇の期間	
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	第1号	必要な期間	
証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会 その他官公署へ出頭する場合	第2号	必要な期間	
予防接種又は健康診断を受ける場合(法令又は任命権者の定めたる 場合に限る)	第3号	必要と認められる期間	
骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する 者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、 子及び兄弟姉妹以外のものに骨髄液を提供する場合で、当該申出 又は提供に伴い必要な検査、入院等の場合	第4号	必要と認められる期間	
社自 会発 貢的 献か 活つ 動報 酬を 得な い	相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域にお ける生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動	第5号 (ア)	一年において5日以内
	身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは 疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的 とする施設での市長が定める活動	第5号 (イ)	
	(ア)及び(イ)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障 害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障 がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	第5号 (ウ)	
結婚する場合	第6号	週休日、休日、代休日を 除く連続する7日以内	
妊娠に起因する障害(病気休暇に該当する場合を除く)	第7号	10日以内	
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子健康法(昭和40年法 律第141号)第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける 場合	第8号	必要と認める期間	
妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があ ると認められる場合	第9号	適宜休息し、又は捕食 するために必要な時間	
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母 体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	第10号	勤務時間の始め又は終 わりにおいて、1日を通じ て1時間以内	
8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定で ある女性職員の場合	第11号	出産の日まで	
出産した場合	第12号	出産の日の翌日から8 週間以内	
生後1年6月に達しない子の保育をする場合	第13号	1日2回それぞれ1時間	
小学校3年生までの子を養育する職員が、負傷又は疾病にかかった その子の看護を行なう場合	第14号	一年において5日以内	

職員の保護する介助の必要な小学校就学前の者が、予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項若しくは結核予防法(昭和26年法律第96号)第13条第4項の予防接種、学校保険法(昭和33年法律第56号)第4条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合	第15号	必要と認める期間
生理日の就業が著しく困難な場合	第16号	2日以内
職員の妻が出産する場合	第17号	病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過するまで、3日以内
職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から出産の日後8週間の期間において、当該出産に係る子又は小学3年生までの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、育児参加をする場合	第18号	5日以内
職員の親族が死亡した場合	第19号	親族により 1日～10日以内
配偶者、父母又は子の追悼のための特別の行事の場合	第20号	1日以内
勤続期間が25年に達する職員が、心身の活力の維持及び増進又は自己研鑽を図る場合	第21号	翌2年度内で、週休日、休日、代休日を除く連続する5日以内
災害により職員の現住所が滅失又は損壊し、職員が当該住居の復旧作業等をする場合	第22号	7日以内
災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	第23号	必要と認める期間
災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ない場合	第24号	必要と認める期間
あらかじめ管理者の承認を得て任命権者が定める場合	第25号	管理者が承認した期間

備考 規則：北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則(平成7年規則代10号)

分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況(平成23年度)

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	降級	合計
(1)勤務成績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0			0
(2)心身故障の場合	第28条第1項第2号	0	0	0		0
	第28条第2項第1号	0	0	0		0
(3)職に必要な的確性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0			0
(4)職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0			0
(5)刑事事件により起訴された場合	第28条第2項第2号					0
合 計 (1)~(5)		0	0	0		0
(6)条例で定める事由による場合				0	0	0
合 計 (1)~(6)		0	0	0	0	0

- 備考 (1) 当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上する。
- (2) 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由に計上する。
- (3) 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行なわれたものとして計上する。

3 懲戒処分の状況(平成23年度)

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	降級	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0

- 備考 (1) 当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上する。
- (2) 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上する。

サービスの状況

1 職務専念義務免除の状況

免除事由	条例・規則	のべ免除件数	
研修を受ける場合	条例第2条第1号	0	
厚生に関する計画の実施に参加する場合	条例第2条第2号	0	
規則で定める場合 (条例第2条第3号)	職務に関連ある国又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	規則第2条第1号	0
	行政の運営上、特に必要と認められる会社その他の団体における職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	規則第2条第2号	0
	国又は地方公共団体若しくは会社その他の団体から委嘱を受け臨時に講演、講義等を行う場合	規則第2条第3号	0
	職務に関連ある試験等を受ける場合	規則第2条第4号	0
	地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条第1項又は第2項の規定による審査請求をし、地方公務員災害補償基金審査会又は地方公務員災害補償基金支部審査会からの呼出しに応じてその審査等に出頭する場合	規則第2条第5号	0
	地方公務員法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求をし、岩手県人事委員会からの呼出しに応じてその審査等に出頭する場合	規則第2条第6号	0
	地方公務員法第49条の2第1項の規定による不利益処分に関する不服申立をし、岩手県人事委員会からの呼出しに応じてその審査等に出頭する場合	規則第2条第7号	0
上記以外、任命権者が特に必要と認める場合	規則第2条第8号	0	
合 計		0	

備考 条例:北上市職員の職務に専念する義務の特例条例(平成3年条例第26号)

規則:北上市職員の職務に専念する義務の特例規則(平成3年条例第24号)

2 営利企業等の従事許可の状況(平成23年度)

区分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	0	0

福祉及び利益の保護の状況

1 厚生制度の状況(平成23年度)

区分	内容	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
職員の保健に関すること	胃部検診	9	9	100%
	循環器検診	9	9	100%
	胸部検診	9	9	100%
	大腸がん検診	9	9	100%
	B・C型肝炎検診	3	3	100%
	前立腺がん検診	3	3	100%
	VDT検診	0	0	0%
	乳がん検診	1	1	100%
	子宮がん検診	1	0	0%
	人間ドッグ	0	0	0%
	口腔検診	5	5	100%

備考 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。
労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の規定に基づく職員の健康診断の状況である。

2 公務災害補償の状況

(1) 公務災害(平成23年度)

前年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ件数	年度末未処理件数
		公務上	公務外		
0	0	0	0	0	0

備考 地方公務員災害補償法に基づく職員の公務災害補償の状況である((2)において同じ。)

(1) 通勤災害(平成23年度)

前年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ件数	年度末未処理件数
		公務上	公務外		
0	0	0	0	0	0

職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

平成22年度末係属件数	平成23年度中の新規要求件数	平成23年度末係属件数
0 件	0 件	0 件

職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

平成22年度末係属件数	平成23年度中の新規要求件数	平成23年度末係属件数
0 件	0 件	0 件